平成２９年（フ）第１７８号
釧路市美原５丁目６番214号　道営住宅Ｄ－18　１階214号
債務者　寺崎　明美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８３号
釧路市住之江町８番2305号　ロマーヌ第三2305号室
債務者　小原　　功
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８８号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目５番地２　日の出ＨＫ２―12、申立前の住所北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目２番地１　日の出３Ｆ40―12
債務者　沢木　美絵
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８９号
釧路市大楽毛５丁目４番19号　ハートハウスⅡ　228号室、申立前の住所釧路市花園町６番17号　小澤マンションＢ－３
債務者　恒川　輝司
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
青森県三沢市平畑２丁目１番143号　特電官舎33
債務者　中野渡　香
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２３４号
盛岡市好摩字夏間木84番地181　夏間木第３団地25号
債務者　工藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８５３号
さいたま市桜区中島２丁目４番21―301号
債務者　櫻山　清昭
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６９号
さいたま市西区大字指扇3203番地６　コジマハイツ101
債務者　諏訪部正男
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５８号
さいたま市浦和区本太３丁目５番12号　シルク本太102号
債務者　佐藤　國雄
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９７号
埼玉県戸田市笹目８丁目11番地の19　小政アパート101号室
債務者　阿部　和郎
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６０号
埼玉県川口市差間３丁目17番15号
債務者　六本木栄智
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２６号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17番地12　ハイツアルファー203、旧住所埼玉県越谷市宮本町４丁目78番地15
債務者　坂東　克彦
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３１号
埼玉県三郷市早稲田７丁目14番地31　オークスプラザ三郷204号室
債務者　佐川　栄一
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区17棟301号
債務者　内藤　正智
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
埼玉県入間市東藤沢６丁目25番32号
債務者　染野　浩子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４７６号
埼玉県坂戸市緑町19番17―207号　新井ハイツ
債務者　永田　紀子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部